

伊豆の国市障害者等の日常生活用具の給付等に関する規則（平成18年伊豆の国市規則第47号）第7条第2項第1号に規定する給付決定者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額

制定 平成18年12月 1 日伊豆の国市告示第139号

改正 平成21年 3 月27日伊豆の国市告示第37号

改正 平成22年 3 月31日伊豆の国市告示第51号

伊豆の国市障害者等の日常生活用具の給付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条第2項第1号に規定する給付決定者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額（以下「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる給付決定者（規則第5条に規定する給付決定者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 37,200円
- (2) 市町村民税世帯非課税者（給付決定者及び当該給付決定者と同一の世帯に属する者（給付決定者（規則第3条の申請に係る障害者等（規則第2条第2項第1号に規定する身体障害者及び同項第3号に規定する知的障害者のうち18歳以上のものをいう。）に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が日常生活用具の給付等のあった月の属する年度（日常生活用具の給付等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。）を課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該給付決定者をいう。） 0円
- (3) 給付決定者及び当該給付決定者と同一の世帯に属する者が、日常生活用具の給付等があった月において、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者である者 0

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則（平成21年 3 月27日告示第37号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の規定は、平成20年7月1日以後に行われた日常生活用具の給付及び貸与に係る申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

**附 則（平成22年3月31日告示第51号）**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成22年4月1日以後に行われた日常生活用具の給付及び貸与に係る申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。